

罰

- 一、定刻時間内無届テ出勤ノメル者ニハ賃金支拂ノ節一週ニ付日給ノ三分ノ一ヲ罰トシテ差引クベシ
- 但シ届出ハ電話ニテモ差支ヘナシ
- 二、習社ヘ對シ故意損害ヲ與ヘ又ハ與ヘントスル行爲ヲ認メタル時ハ其輕重ニ依リ懲罰的解僱若クハ賃金ノ四分又ハ全部ノ支拂サルベシ

職工慶弔規定

- 一、當所職工ニシテ左記ニ該當スル者ニハ左ノ金員ヲ贈與ス
 - イ 結婚（初婚ニ限ル） 金五圓也
 - ロ 出産 但二度目以後ハ 金貳圓也
 - ハ 入營（三ヶ月以上） 金五圓也
 - ニ 職工本人死去シタルトキ 金拾圓也